

楽々通信

第 124 回 NPO 法人楽の会リーラ 月例会

【日時】 2024 年 10 月 26 日 (土) 13 時~17 時

【場所】 豊島区立産業振興プラザ IKE・Biz 6 階 多目的ホール

【主催】 NPO 法人楽の会リーラ 【共催】 豊島区

1. 事務局から連絡：ミドルワークチャレンジ紹介 (パソナ)

2. 講演：テーマ「ひきこもりの理解と対応(多職種支援の有効性)」

《講師》 鮎田栄治氏(精神科医) 東京都立精神保健福祉センター・地域援助医長 ※東京都は 3 か所

《要旨》

■日本でひきこもりが多い理由

- ・成年における「社会的排除」としてみると、彼らの居場所は「家の中」か「路上」のいずれしかない。先進国の中で青年の両親との同居率が高い国は日本を含めてひきこもりが多く、同居率が低い国は「若年ホームレス」が多くなる傾向にある。何もない状態で社会に出てゆくには難しい状況で、それを回避するための手段として

■ひきこもりの原因：①心理的要因、②生物的要因、③社会的要因

■ひきこもりの高齢化の原因

①ひきこもり開始年齢の上昇：かつては不登校からが多かった。近年は一旦就労した後、退職して、そこから

②ひきこもり期間の遷延化しやすさ：偏見や相談窓口の乏しさなどから相談時期が遅れたり、治療相談が中断してしまう事も多い⇒長期間ひきこもり状態の子供を抱え続けている親の側のストレスも極めて高い

■ひきこもりの原因は、精神疾患か？(統合失調症、躁うつ病、不安障害、発達障害、依存症)

- ・多くの精神疾患は「不安」によって悪化することが多いので、ひきこもりの原因の多くと思われるが、実際にアウトリーチなどの訪問を行うと、精神疾患としてはっきり診断できるのは半分位。グレーゾーンが多い

■支援のための制度利用 ※精神保健福祉法の改正案「精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象に」

- ・制度を活用する時には単に「ひきこもり状態」と言うだけでは利用できる制度がかなり限られてしまう。

ひきこもり支援の法的根拠としては、生活困窮者自立支援法くらいしかない

- ・その一方で、精神障害を支援する法的根拠には、障害者総合支援法、精神保健福祉法があり、生活面の支援(自立支援医療など)、日中活動の場(精神科デイケアなど)、就労支援(就労継続支援 B 型など)、就労定着支援など利用できる制度も多くある。精神疾患の診断を受けているかいないかだけで大きな差が生じてしまう

■いずれに支援が必要か：「どのようなことが不安なのか」なるべく具体的に考えてゆく

①相談先や就労などへの支援(ヒト)、②生活上の支援(モノ)、③経済上の支援(カネ)

■支援が必要なひきこもりであるかを見極めることがまずは重要

- ・生活上の困難を支援⇒家族支援 ・その状態が継続されているのには「何らかの意味」がある

■ひきこもりの必要性「ひきこもりは単に逃避ではなく、自分自身を守るための選択でもある」

- ・ひきこもりに対する支援は、単に外に出ることを促すのではなく、アジール(聖域)としての安全な空間を確保しつつ、本人が安心して社会と関わるができる環境を整えることが大事

・「安全で信頼できる人間関係」「居場所を感じられるコミュニティの提供」⇒ひきこもりからの回復に役立つ

■どの様に声をかけるか：「その人が何に目が向いているのか」多職種で関わりながら見てゆく方が良い

■(就学や就職を目指すというよりも)誰かと関われるようになる「関係性の獲得」が目指すべきところ

⇒一つだけではない、組み合わせながらの支援「アウトリーチ型支援・居場所づくり・相談支援体制づくり」

3. グループでの話し合い「愛に満ち溢れた鮎田講師のお話でした」

文責：運営委員 阿部達明